

コンプライアンスに関する規程

公益社団法人日本フィランソロピー協会

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本フィランソロピー協会(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、本規程の目的を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際しては、コンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス担当組織)

第3条 本法人は、本規程の「実施統括責任者」を理事長とする。実施統括責任者は、本規程の各項目を推進するため、必要に応じて「実施責任者を指名できる」

この法人のコンプライアンスに関わる組織として以下のものを置く

- | | |
|------------------------|------|
| (1) コンプライアンス「実施統括責任者」 | 理事長 |
| (2) コンプライアンス「実施責任者」 | 常務理事 |
| (3) コンプライアンス委員会「管理責任者」 | 事務局長 |

(コンプライアンス実施統括責任者)

第4条 コンプライアンス実施統括責任者は定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス実施統括責任者の諮問機関として設置し、以下の事項を実施する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施(外部の有識者等も参加)
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件の発生時に原因究明を速やかに行い、事件に関与した関係者に対する厳格な処分を行う
 - (4) コンプライアンス違反事件の再発防止策の策定及びその実施を確実にし、その内容を公表するものとする
 - (5) その他コンプライアンス実施統括責任者が諮問した事項
2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス「実施統括責任者」が委員長となり、コン

プライアンス「実施責任者」、コンプライアンス委員会「管理責任者」を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第 6 条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス実施統括責任者が必要と認めるときは、いつでも開催することができる

(コンプライアンス違反事案への対応)

第 7 条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。

2. コンプライアンス委員会は、前項の報告又は内部通報等で、コンプライアンス違反行為、またはそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス委員長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス委員長の承認を得て実施する。

3. 役職員は、第 1 項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス委員会を経由することができないときは、コンプライアンス実施統括責任者に直接、第 1 項の報告をすることができる。

(コンプライアンス教育)

第 8 条 この法人は、役職員に対して、コンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は、この法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修をうけるものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は令和 2 年 3 月 23 日理事会承認日から施行する